

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>○番六地先まで</p>	<p>東松山市大字石橋字附川 三六五番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・二〇〇～一二・八四</p>	<p>八・二〇〇～一二・七八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇・九八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>